

事務連絡  
令和8年4月30日

各老人福祉施設運営法人代表者  
各指定介護保険施設運営法人代表者 様  
各指定介護サービス事業所運営法人代表者

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

## 岐阜県介護分野の職員等の賃上げ・職場環境改善支援補助金の申請受付（第三回）開始について

平素より、本県の高齢者福祉施策に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和8年2月5日付け高第902号にてお知らせしておりますとおり、県では、「強い経済を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）における「医療・介護等支援パッケージ」の緊急措置に基づき、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援等を実施するために、各事業所等における賃金改善及び職場環境改善の取組を支援する補助金を交付しているところです。

このたび、第三回の申請受付を開始しましたので、ご案内いたします。

### 記

#### 1 申請受付期間

申請受付は3つの期間において実施しており、期間ごとに申請要件があるため、各事業者の判断で、いずれかの期間を選択の上、申請を行っていただいております。第三回の申請受付期間は次のとおりです。

※ 要件が満たされなかった場合、補助金の返還を命ずることがあります。

【第一回】受付は終了しています。

【第二回】受付は終了しています。

【第三回】令和8年4月30日（木）から令和8年5月20日（水）まで

やむを得ない事情により令和7年12月の介護報酬が著しく低い事業者や、令和8年1月～3月に新規で開設した事業者等

・令和8年度の実績報告書の提出（令和8年秋ごろを予定）までに賃金改善及び職場環境改善等を実施すること

※ 国による予算措置状況及び今回の申請状況を踏まえ、交付決定の時期及び金額を決定させていただきますことあらかじめご承知おきください。

#### 2 申請方法

【第三回】

令和8年4月30日（木）から令和8年5月20日（水）まで

『申請ページ』

<https://fef26595.form.kintoneapp.com/public/000dcc9097778a6b9d09dee57a5f5a36c98767df775ae33c57073cb73996a4da>

### 3 申請様式

- ・ 交付申請書兼請求書（別記第1号様式）
- ・ 岐阜県介護分野の職員の賃上げ・職場環境等事業計画書総括表および個表
- ・ 特別な事情に係る届出書（第三回申請受付に係る提出に限る）
- ・ 債権譲渡事業者における振込先口座通知書（該当する場合のみ）

下記県ホームページ中に申請に係る様式について掲載しています。

岐阜県公式HP【岐阜県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金について】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/478783.html>

### 4 問合せ先

岐阜県公式ホームページにある交付要綱、Q&A及び申請手続きについてを確認してください。そのうえで疑義等がある場合は、下記までご連絡ください。

#### 【岐阜県介護職員等の賃上げ事業等補助金コールセンター】

050-1706-0475

令和8年4月30日（木曜日）から令和8年6月8日（月曜日）まで

受付時間：9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）

なお、本補助金について、厚生労働省にコールセンターが設けられておりますので、ご不明な場合にご活用ください。

○厚生労働省老健局介護職員等処遇改善加算等 コールセンター 電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00 - 18:00 土日含む）
---

また、計画書の作成・記入方法については厚生労働省より説明用の動画が公開されておりますのでご活用ください。

<https://youtu.be/5VT0b1mk4yI?si=hQRcblyZWXws3z0C>

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係	
メール	c11215@pref.gifu.lg.jp